

令和 8 年 9 月 7 日

国土交通省関東地方整備局

千葉国道事務所

大雨による通行止めのお知らせ【第 1 報】

～国道 127 号 元名（もとな）区間～

台風第 24 号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値※ 1）に達したため、国道 127 号 元名（もとな）区間の雨量による通行規制※ 2 を実施しました。

国道 127 号 元名（もとな）区間（延長約 1.5 km）は、台風第 24 号に伴う降雨により現地に設置した雨量計による連続雨量が 200 mm を超えたことから、安全確保のため、全面通行止めを開始しました。

通行止め解除については、別途お知らせいたします。

規制開始 : 令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 12 時 20 分～

通行規制区間：国道 127 号 元名（もとな）区間

千葉県安房郡鋸南町元名地先（あわぐんきょなんまちもとな）～

千葉県富津市金谷地先（ふつつしかなや）の間

（延長約 1.5 km）

※ 1 通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量（降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断（2 mm 以下/時間）が 3 時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。）で 200 mm と定めています。

※ 2 雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 南房総市記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 宮沢 （みやざわ） （内線：205）

防災情報課長 山崎 （やまざき） （内線：281）

国道127号の通行規制区間



千葉国道事務所ホームページ、X（旧 twitter）でも道路情報が確認できます。

千葉国道事務所ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>

X（旧 twitter）：https://x.com/mlit_chibakoku



ホームページ



X